西長沢浄水場排水処理施設整備事業に係る
設計、施工及び運転維持管理一括発注方式実施に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設計、施工及び運転維持管理委託を一括発注する「西長沢浄水場排水処理施設整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、条件付き一般競争入札実施要領（平成２２年２月１日施行）（以下「一般競争入札実施要領」という。）の特例として、必要な事項を定めるものとする。

（契約の締結）

第２条　企業長は、本事業全般にわたる事項等について、落札者と基本協定を締結する。

２　企業長は、前項の基本協定に基づき、本事業のうち、更新工事の設計及び施工を実施する者と工事請負契約を締結し、運転維持管理を実施する者と委託契約を締結する。

（入札の公告）

第３条　企業長は、本事業を一般競争入札に付そうとするときは、必要な事項を公告しなければならない。

（入札参加資格）

第４条　企業長は、一般競争入札実施要領第６条第２項に規定する入札参加資格を、本事業の入札に参加できる者の入札参加資格として定めることができる。

２　企業長は、前項の規定により定めた入札参加資格に加え、次の各号に掲げる事項を入札参加資格として定めることができる。

（１）令和６年９月２７日に契約を締結した「相模原及び西長沢浄水場排水処理施設整備事業支援業務委託」の受注者またはこれらのものと資本面または人事面において関連があり、競争性を害する恐れがあると認められる者でないこと。

（２）設計及び施工に関する入札参加資格で、次に掲げる事項

ア　技術者の配置に関すること

イ　同種設計及び類似工事の施工実績に関すること

ウ　その他設計及び施工に関して、企業長が特に必要と認めること

（３）運転維持管理に関する入札参加資格で、次に掲げる事項

ア　技術者の配置に関すること

イ　同種業務の実績に関すること

ウ　その他運転維持管理に関して、企業長が特に必要と認めること

３　入札に参加しようとする者が複数の企業で構成するグループである場合は、前２項の規定に基づき定めた入札参加資格をグループが総体として有していることを入札参加の条件とする。

４　企業長は、第１項の規定にかかわらず、指名停止を受けている者のうち、指名停止等措置要領別表第１から別表第３までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の入札にあたって支障がないと認める者について、入札公告等で定めるところにより、入札に参加させることができる。

５　共同企業体の結成要件は、以下のとおりとする。

（１）共同企業体の施工方式は、複数の事業者が同一の目的物を完成させるにあたって、一体で施工する共同施工方式（以下「甲型共同企業体」という。）又は工区等を分担して施工する分担施工方式（以下「乙型共同企業体」という。）とし、企業団が指定した方式とする。

（２）共同企業体の構成員数は、２者以上とする。

（３）甲型共同企業体の場合、代表構成員は、工事を施工するにあたって、建設業法第２６条に規定する監理技術者を、その他の構成員は、企業団が指定する技術者（監理技術者又は同条に規定する主任技術者）を専任で配置すること。

（４）乙型共同企業体の場合、各構成員は、工事を施工するにあたって、建設業法第２６条に規定する監理技術者を専任で配置すること。

（入札参加資格の確認申請）

第５条　本事業の入札に参加する者は、入札公告に掲げる方法により、入札参加の申込みをしなければならない。

（入札参加資格の確認通知）

第６条　企業長は、入札公告に定める提出書類等により、入札参加資格確認申請者が入札公告において定めた入札参加資格を満たす者であるかを確認し、入札公告に定める日までにその結果を通知する。

（落札者の制限）

第７条　企業長は、開札日以降に指名停止を受けた者のうち、指名停止等措置要領別表第１から別表第３までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の契約に支障がないと認める者を当該入札に係る落札者とすることができる。

（提案上限価格の公表）

第８条　提案上限価格は、入札執行前に公表する。

（低入札価格調査等）

第９条　本事業における低入札価格調査を行う基準となる価格は、工事及び業務委託は予定価格に１０分の７．５から１０分の８．０の範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た値とする。

２　本事業の入札における低入札価格調査は、低入札価格調査制度取扱要領（平成２５年４月１日施行）を準用する。

（その他）

第 10 条　この取扱要綱に定めるもののほか、本事業の実施のために定める必要がある事項が生じた場合には、その都度、企業団が定めるものとする。